

渡辺委員

公明党の渡辺でございます。私の方からは、先ほども委員の中から質問がありました高等学校の奨学金について質問していきたいと思っております。

特にその中でも、先ほど来質問が出ておりますが、1,440万円の補正予算について、この関連を含めて高等学校の奨学金について質問したいと思っておりますが、先ほどの質問の中で、聞きたかったことの幾つかは答弁がありましたので、重複は全て除いて質問していきたいと思っております。

最初に、今回の補正予算で、被災された高校等の生徒に対して奨学金を貸与するというところで1,440万円ということで、先ほど公立高校の約120人を想定しながら、公立高校として2万円で60人分を予算措置したという御答弁がありました。

そこで確認したいんですが、今回の資料には高等学校等という表記がされております。それとあと、事前にもらった我が県に対する公立学校への転入学の受付の資料で見ますと、6月1日現在で高等学校に119名であると、これは若干流動的に増えているんでしょうけれども、公立学校への転入学という表現がありました。さらには先ほども、公立学校の被災された高校生に対して2万円というお話がありました。一般的な高校奨学金、神奈川県の場合は、高校については公立高校2万円、私学4万円という制度になっていますね。つまり、私学に対してどのようなお考えがあるのか。あるいはまた、考えはあるけれども、今は該当者がいないからそうなっているのか、この辺の説明を最初にお願いします。

学校経理課長

私立高校に転入された被災者の状況でございますが、6月初頭の調査では、被災された方で私立高校に転入し、奨学金を申請されたという方はいらっしゃらないと聞いております。

渡辺委員

御答弁が分からないんですが、要は申請された方ではなくて、実際に私学の方に被災された高校生がこっちにいるかどうか、それが肝心なわけですね。その上で、まだこういう制度が立ち上がっていないわけですから、制度ができる前に申請するということは当然ないわけですので、まず前提として、被災された高校生の私学への転入があるかないか御答弁願います。

学校経理課長

申し訳ございませんでした。被災された方で県内私学に転入された方は、6月当初の調査の段階では0人と聞いてございます。

先ほどの御質問の件なんですが、予算積算上は公立高校2万円相当で60人分ということでございますので、実際、仮に私立高校から応募された方につきましては、この中で対応するものと考えてございます。

渡辺委員

分かりました。そういう意味では、私学で、この先転入する方もいらっしゃるかもしれないので、しっかり対応してほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、今回の補正をされているこの奨学金、受ける場合の要件の確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

学校経理課長

今回の東日本大震災で被災し奨学金を申請される場合、学年の途中から高校に転入された場合でも随時に受け付けるようにしてございます。資格要件につきましては、一般の申請される方と同じということになってございますが、親権者の同意を確認するのに時間がかかるということも想定されますので、そのような場合につきましては、貸付時期が遅れるといったことが生じないように、今後速やかに親権者の同意を得ていただくことを確認の上、随時速やかに申込みを受け付けていくようにしてございます。

渡辺委員

今の御答弁のこと、よろしくお願ひしたいと思うんです。本当に困っていらっしゃる方がこちらに來られて、奨学金を受けたいということになったときに、どこかの知事が言っていましたけれども、やはりスピード感が大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、随時途中で受け付けるという御答弁が今あったので、再度聞きたいんですが、神奈川県的高等学校奨学金は、通常の奨学金と緊急経済対策としての奨学金、2枠というか、大きく基金が二つありますよね。その緊急経済対策の奨学金というのは限定的に、要は成績要件を排除して貸与していますね。そういう意味からすると、両方の制度が活用できるということなんでしょうか。それとも、もともとある成績要件が必要な基準になっている奨学金で随時対応するというものなのか、そこの確認も含めてお伺ひします。

学校経理課長

成績要件につきましては、緩和されている制度でお受けすることになります。

渡辺委員

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

今の御答弁で確認はできました。緊急経済対策と通常の高校奨学金枠の両方活用した中でやっていくということで、特に成績要件は加味しないということだったのでそれでいいと思うんです。あとは、高等学校奨学金の場合は、通常であれば両親というか、親御さんの年収だと過所得の問題、年収制限が出てきますね。それについて、今回被災者の生徒の場合は、恐らく神奈川県に來た場合は祖父母の家にお世話になっているとか、親類の家にお世話になっているとか、様々なケースがあつて御苦労されていると思うんですけれども、そういう場合に貸付けの要件である世帯の所得という考え方は、被災者の高校生についてはどういう考え方に基づいて決めていくものか、基準はどうなのか、御説明願えますか。

学校経理課長

まず、被災された生徒の生計を実際に保持されている方が誰なのかを確認させていただきまして、その方が県内に居住されている祖父母あるいは親類の方

である場合は、そういった方の所得で審査し、また、生計を保持している方が被災地にとどまっている親御さんの場合につきましては、その親の方の所得で収入要件を審査することになります。

渡辺委員

私の理解が足りないのかもしれませんが、こういう資格要件のときに、同一生計というような表現をよくされますよね。それで、今の御答弁だと、例えば高校生が被災して、祖父母にお世話になっているというようなことだと、祖父母の収入という表現をされましたね。それで、親族の方にお世話になっていて、親御さんが向こうの被災地にいた場合は親の収入になるんですか。もう一回確認の意味で。

学校経理課長

実際に被災されて県内に転入された生徒の、実際の生計を支えていらっしゃる方が誰であるのかというのを実態に即して調べさせていただきまして、その場合に、被災地にとどまっている親御さんからいわゆる仕送りがあって、実際に生計を支えているという場合につきましては、その親御さんの方の所得で収入要件を審査することになります。

渡辺委員

先ほどもそう御答弁してくだされば、もうちょっと早く理解できましたよ。

次に、今回の補正で、先ほど御答弁がありました。公立で月に2万円換算ですと、60人分で12箇月分だということが、他の委員の質問に対して御答弁があったところでございますけれども、そのときに、これでほぼ足りるだろうという御答弁があって、もし足りない場合はどうするのかという質問に対しては、一般貸付けで対応しますという御答弁が先ほどありました。

その確認をさせていただきますが、ちょうどここで一般貸付けの方も申請が終わって、今、貸付けの準備というか最終段階に来ていると思うんですが、今言った補正予算枠を超えた場合に、確認の意味で聞きますが、一般貸付額というのはまだ余裕があるということですか。

学校経理課長

若干でございますが、まだ余裕がございます。

渡辺委員

その辺、うまく対応してほしいと思うんです。例えば、一般貸付枠に余裕があるとしても、一般の制度の中には緊急的な申請という制度があるわけですよ。途中で経済的な問題が浮上する場合、今回の申請の絡みで言わせてもらおうと、例えば親御さんが震災の影響を直接ではないかもしれないけれども、いろいろな意味で間接的に影響を受けて経済的に厳しくなった場面ですとか、若しくは勤めていた会社の様々な状況が変わって、親御さんの収入が途中で激減する、そういう場面も当然あるわけですよ。そういう方々の申請の必然性も出てくるし、今言った被災された方々の話うんぬんも出てくる。そういう意味では、若干の余裕では非常に不安を感じるんですが、それをしんしゃくしたときに、若干の余裕なのか、それともある程度そういう方々については対応できるということなのか、もう一回御答弁をお願いします。

学校経理課長

今回の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金につきましては、今後、事業の進捗状況、申請される方の状況を踏まえまして、9月あるいは12月に第二次、第三次の計画書の申請の提出が可能となってございますので、当面、緊急に申請された方については一般枠の方でも対応しますが、その財源につきましては、今後国の方に計画書を提出してまいりたいと考えております。

渡辺委員

ありがとうございました。それは非常に大事な対応なので、しっかり対応してもらいたいと思います。あと、今の御答弁に関連してちょっと確認させていただきます。

今、第二次、第三次の計画を国に出していくということで、そこでしっかり計画を出して交付金を確保していくというか、対応していくという御答弁がありました。その関係ですが、今回は国庫10分の10ですけれども、この制度というのは来年度以降も大丈夫なのかどうか。当然、ここで高校生が被災されて転入をされたのですが、当然、来年度も再来年度もそういう方もいらっしゃるし、普通に考えても、転入して今年度だけ通学するという方は少ないのではないかと思います。そういう意味では、編入をしたわけですから、恐らく入学をされて卒業するまでということになると、1年、2年、3年と長い方は行くんだと思うんです。これについて、来年度以降についてはどのような対応になるのか。今までの答弁の確認も含めてになってしまうかもしれませんが、御答弁願えますか。

学校経理課長

平成24年度以降につきましても、私どもは、国による現在の緊急経済対策による臨時特例交付金が必要であるという状況には変わりはないと考えてございますので、現在の奨学金の貸付規模を確保すべく、高校生修学支援基金による奨学金事業が継続できるよう、期間の延長とともに臨時特例交付金の追加交付につきまして、国に強く働き掛けてまいりたいと考えております。

渡辺委員

私が求めていた答弁とちょっと違いますが、次の質問を用意しているので、次に進みたいと思います。今言った対応をしっかり国の方にやっていただきたいと思いますが、そこで、補正予算に組んである高校の奨学金の話から、通常の高等学校奨学金の話に少し話を進めていきたいと思うんです。今の御答弁と関連するわけですけれども、今言った特例交付金、国の緊急経済対策に伴う制度は、平成23年度で終了ということですよ。平成24年度以降については今のところ担保されていない。このことについては、今の御答弁では、頑張って延長を働き掛けていくということですが、それは当然、確約をされていませんね。

緊急経済対策の特例交付金については、今まで非常に寄与しているわけです。時系列的に見ますと、この特例交付金が始まったのが平成21年ですね。平成21年から、今年度はまだ確定しておりませんが、平成20年度ぐらいまでは交付金がなかったけれども、県が頑張ってくれて、ざっくり言うと貸付枠が約4,000人規模でした。これが、平成21年度からは特例交付金、先ほど言った成績要件も緩和したこの制度を活用し、ざっくり1,000人増プラスアルファなので約5,000人規模になっているわけです。これは当然、私学の4万円と公立の2万円

と、内容によって若干バランスが違うんですけれども、ざっくり言うと約1,000人から千数百人程度、国の特例交付金を使って奨学金を貸与している。そういう意味では、この制度の果たすところは大きいですね。

先ほど課長が頑張るとおっしゃったんですけれども、我々は非常に心配しているのですが、来年度以降、特例交付金がなくなったときに、奨学金はどのような対応をしていこうと考えているのか。答弁できるか、できないかも含めて御答弁ください。

学校経理課長

繰り返しにもなりますが、現在の状況、引き続き厳しい経済状況が続くだろうと考えておりますので、国に対しては現在まで、臨時特例交付金の追加交付について強く要望してまいりましたが、仮に国の交付金が活用できないといった場合につきましては、現在の奨学金の貸付規模を確保することが非常に困難であると考えてございます。その場合に、限られた予算の奨学金が真に学資の支援を必要とする生徒に着実に届くようにするためには、奨学金の不採用者を出さないということがまず大事であると考えてございます。そのためには、現在、平成21年度からの3箇年の期間限定で緩和させていただいております成績要件を元に戻すことなど、様々な方策を講ずる必要があると考えてございます。そういった対応策を含めて、現在、平成24年度からの制度変更が必要となった場合でも対応できるよう検討を進めております。

渡辺委員

全く答弁が理解できないんですが、国に対して引き続き緊急経済対策を求めていくと。それはなぜかという、引き続き厳しい経済状況が続いているからという答弁を今していただきましたよね。ただ、国が県の要望どおり実施しなければ、緊急経済対策を使って成績要件を緩和した今の制度は維持できないわけですよね。そうすると、成績要件を元に戻すと、戻さざるを得ないという御答弁ですね。これは、ある意味では自己矛盾している御答弁だと思うんです。

要は、高校生はそういう意味では引き続き困っているんだ、困る状況が続くんだということを是認しておきながら、お金がないからできないと、簡単に言えばそういうことではないですか。お金がなくなるから元の厳しい制度にせざるを得ない、そういう答弁なら自然に理解できますけれども、今の御答弁だとちょっと、何か行政的な御答弁で自己矛盾しているように思うので、私は理解できないなと思ったんです。

もうちょっと別の言い方をしますと、今、緊急経済対策で成績要件が緩和されて恩恵を被っている、成績が努力不足で2.9以下かな、そういった方々が、ざっくり言うと今現在400人強いると聞いています。この方々が、学年が上に上がると、全体の十四、五パーセントを占めると言っていますけれども、こういう方々は奨学金を受けられなくなると、今の課長の答弁だと聞き取れるんですが、国の制度がなくなったらそうなるということなんですか。

学校経理課長

私の説明不足で申し訳ございませんでした。私ども、国に対して交付金の追加を強く要望してまいりますとともに、今後、予算要望の際にも、現在のいわゆる人数枠、そして貸付金額を維持できるように最大限努力してまいりたい覚悟で

ございます。それを踏まえて、可能な限り、現状の制度をそのまま運用できるように努めてまいりたいと考えております。

渡辺委員

分かりました。一般財源でも頑張るといように私には聞き取れました。国の予算措置ができなくても、県教委が頑張ると。しかし、教育局が頑張っても財政の部局が認めないと駄目なのかもしれませんけれども、課長としての思いは伝わってまいりました。

それは大事だと思うんですね。今言ったように、引き続き非常に経済状況が厳しいと。今日は時間の関係で質問しませんでした。例えば去年の4月から高校の授業料無償化がスタートしましたが、去年の6月の時点で私が当局に聞いたときには、公立ではほぼ無償化されるとのことでした。私学についても就学支援金制度があり、さらには県が所得に見合った制度をやるので、これだけの負担減が起これば奨学金を借りる方々も変わってくる可能性がある、様子を見ないと奨学金はどうなるか分からないというのが去年の6月時点ぐらいのお話だったと思うんですね。

それが、例えば去年の応募が5,270人でした。これは私学と公立の内訳の違いがあるんですけれども、本年度の平成23年度は、まだ確定しておりませんが、現状の応募数が5,037人と、そんなに変わっていない。こういう状況を見ると、先ほど来質問があったけれども、授業料だけではなくて、修学旅行の積立金だったり、通学費用だったり、若しくはクラブ活動費だったり様々な費用がかかっている。そういう授業料とは別の部分を、お金に色は付いていませんので、少しでも奨学金で対応したいという方が引き続き5,000人規模いるという状況です。これはしっかり理解して、頑張っしてほしいなと思います。

その上で、例えば奨学金制度をこの3,000人規模、4,000人規模にしてからも何年かたっています。それで、先ほど来御答弁にあるように、大学に進学したり、若しくは専門学校に進学すると、その間は返還猶予がされる。さらにはその後、半年猶予がされるということでしたね。

しかしながら、以前にも質問させていただきましたが、今経済的に非常に厳しい状況で定職に就けない方もいらっしゃるかもしれない、そういう方については、また更なる返還猶予があるという制度になっていますよね。

そういうこともあるので、すぐには県にお金が戻ってこない、ということはあるけれども、例えば平成18年度にこの高等学校奨学金を4,000人規模にしたときに、一般財源の出動というのは約10億6,000万円でした。それが返還金が毎年少しずつ増えてきて、返す該当者が増えてきたということに対して、例えば今年度は、先ほどの国の分、約1,000人規模が入って5,000人規模になっていますけれども、一般財源の出動は7億8,000万円なんです。10億6,000万円だったのが7億8,000万円で済んでいる。それはなぜかということ、繰上金ですね、奨学金の返還金などが増えてきている。

そう考えると、県下の多くの方々が望む奨学金において、極力不採用者が出ないような形で県が対応してきたということであり、それは認めるところです。私もそこは評価するところですが、少なくとも今後も更に返還金が増えてくれば、一般財源の支出は減ってくるわけですね。それは鶏が先か、卵が先かとい

うことかもしれないけれども、先ほど来、私は質問していますけれども、こういう状況の中で被災者の高校生がおり、また経済状況も非常に厳しい。そんな中で、もし国が特例交付金をくれないのであっても、一般財源との絡みで、今後を中長期的に見た場合、平成三十二、三年になれば返還金と予算出動がイコールになるわけです。それまでの我慢なんですから、しっかり対応していただけるように頑張っていたきたいなということを要望させていただいて、私の質問を今日は終わります。